

# 紀 要

## 第10号

— 目 次 —

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 序                         |                   |
| 縄文時代石器研究の方法論序説            | (鈴木 康 二)          |
| 弥生社会からみた独鈷石               | (田 井 中 洋 介)       |
| 犬上川左岸扇状地における考古学的研究        | (近江歴史クラブ)         |
| 犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案       | (畑 中 英 二)         |
| 犬上川左岸扇状地の古墳群について          | (北 原 治)           |
| 近江における階段式石室の検討            | (堀 真 人)           |
| 犬上川左岸扇状地における無袖式横穴式石室      | (辻 川 哲 朗)         |
| 古墳時代後期から終末期にかけての土壙墓の問題点   | (畑 中 英 二)         |
| 犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究     | (畑 中 英 二)         |
| 犬上川左岸扇状地における馬具副葬土壙墓について   | (山 中 由 紀 子)       |
| 犬上川左岸扇状地における古墳出土の土器様相について | (中 村 智 孝)         |
| 犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観       | (畑 中 英 二)         |
| 東大寺水沼荘の開発                 | (神 保 忠 宏・畑 中 英 二) |
| 「湖東系軒丸瓦」に関する基礎的考察         | (重 岡 卓)           |
| 古代王権論にむけて                 | (細 川 修 平)         |
| 日野町出土の瓦器碗をめぐって            | (土 垣 幸 徳)         |
| 滋賀県伊香郡高月町井口集落周辺の水利と環境     |                   |
| 井口城とその立地                  | (神 保 忠 宏)         |
| 水と環境教育                    | (佐 野 静 代)         |

1997. 3

(財)滋賀県文化財保護協会

# 東大寺領水沼荘の開発

—犬上川扇状地の左岸と右岸の比較を中心に—

神保忠宏・畑中英二

## 1. 問題の所在

ここでは、荘園史の中で著名な東大寺領水沼荘を中心に上げることとしたい。751年には東大寺領となっていたことが東大寺開田図によって知られ、所謂初期荘園（古代荘園）と呼ばれるものの中の1つとなっている。7世紀から9世紀にかけての一般的な土地所有の理解としては①大化改新により私的土地所有が否定され、公地公民制が確立される、②養老7（723）年の三世一身法や天平15（743）年の墾田永年私財法を通じて位階制的大土地所有展開の基礎が準備される、③天平勝宝元（749）年の官大寺への墾田地施入により設立される荘園を典型とするような所謂初期荘園が成立する、④所謂初期荘園は9世紀には没落し11世紀には中世荘園が出現する、というものである。中でも官大寺の墾田を核とした大土地所有を東大寺領古代荘園の資料を中心に取り扱いながら「初期荘園」として規定した藤間生大氏の果たした役割（文献146）は大きい。しかし、石上英一氏によるとこの初期荘園概念に拠る歴史像がかえって古代土地所有研究の発展の障害になっていると指摘する（文献108）。以下に要約してみたい。①初期荘園概念が具体的事例として8世紀中葉に成立する東大寺荘園、中でも資料の最も豊富な北陸荘園、の実態にあまりにも影響されすぎているという。8世紀の荘園を初期荘園として概括すると、初期荘園概念が9～10世紀の没落を結論としているが故に継続・転生する荘園を軽視・無視してしまうことになりかねないからであるという。②大土地所有の内容や歴史的意義を十分に検討しない危険性があるという。11世紀に実現される様な一門進止と荘民支配は実現していなかったことは明らかであるが、実態としてどのような経済体であったのかという点についてふれる必要がある。③古代の荘園図を初期荘園のものとする事により、それらの持つ多様な内容の検討をおろそかにする危険性があるという。東大寺領の荘園の中でも、越中国伊加留伎荘の様に新たに荒野を開発するものもあったが、摂津国水無

瀬荘、ここで取り扱う近江国水沼荘の様に施入以前から経営体として確立していたと考えることが可能な荘園もあるのである。東大寺領荘園の個々の経営体としての成立の経緯と歴史的環境の分析を軽視することになりかねない。

以上の今日的視点を踏まえて、主として東大寺領水沼荘の歴史的環境の分析について取り扱うこととしたい。また、考古資料も援用して出来る限りの復元を試みたい。

## 2. 犬上川扇状地の集落遺跡の変遷

まず、発掘調査の事例を元に犬上川扇状地の遺跡の変遷を辿ってみたい。ただ、犬上川扇状地は左岸地域（甲良町域）における発掘調査の事例は蓄積されてはいるものの、水沼荘の位置する右岸地域（多賀町域）における発掘調査は点的なものであり、かつデータも一般化するまでには至らないものである。そこで、左岸地域における遺跡の変遷を辿ることを一義とし、右岸地域についても事例を整理することとしたい。

犬上川扇状地左岸地域における古代以前の集落遺跡は、縄文時代後期の配石遺構で知られる小川原遺跡（文献32）等が挙げられ、縄文時代については幾つもの遺跡が知られている。しかし、弥生時代に入ると弥生土器単体で出土する事例は現時点では殆ど知られておらず、北落遺跡（文献30）の事例に倣い、縄文時代晩期の土器と弥生時代前期の土器が共伴するという事例が特徴的に見られるのみで、当該地域における弥生時代の集落遺跡は大きく展開しなかったものと推測される。続く古墳時代については下之郷遺跡（文献3）において中期と考えられる時期の数棟の竪穴建物がみられるのみでその他の遺跡（地点）においては現時点では報告例はない。その後集落遺跡が見られるようになるのは古墳時代後期（中でも犬上川編年でいうところの第I段階新相以降）以降であり、実年代としては7世紀代に入るのであると判断できる。当該地域においては、この

時期以降の堅穴建物や掘立柱建物からなる集落遺跡の存在はかなり顕著で下之郷遺跡、尾子遺跡、北落遺跡、長畑遺跡等を中心に展開しているように見受けられる。一方、古墳時代後期（犬上川編年第Ⅰ段階古相）以降には塚原、金屋、北落、小川原、尾子などにおいて古墳群の形成が見られる。現状の編年に拠る限り古墳の造営と、集落の展開については時期差があるとみてよいだろう。

古墳時代後期から終末期にかけてようやく集落が展開するとみられるが、弥生時代以降の集落遺跡の展開が顕著でなかったのは、耕地開発にあたっての水の確保がかなわなかったからであると考えられる。当該地域は犬上川の形成した扇状地が発達しており、水田農耕を行うのは困難であったのではないだろうか。犬上川編年第Ⅰ段階新相以降に出現する集落遺跡には溝を伴うものが多く見られるが、灌漑に用いられたものであると考えられ、その多くは開削時期は明らかではないものの、奈良時代中葉～平安時代前半の遺物を埋土に含み埋没している事例が一般的である。つまり、ここで見られる多くの溝は開削時期については言及することは困難ではあるものの、

平安時代前半頃まで機能していたものと判断できる。これらの多くの溝は段階的に開削されたものであると判断できるが、唯一開削時期の想定できる事例がある。下之郷遺跡（文献5）における事例は、溝の底に7世紀前半代以降に位置付けられる土師器甕と犬上川編年Ⅰ段階新相に位置付けられる須恵器杯蓋がセットで置かれていたというものである（図1を参照）。この遺構の埋没時期は平安時代前半であるにもかかわらず、何らかの意味合いで以って長い間置かれていたものであろう。この遺物の存在から、少なくとも遺構の開削時期の下限を示すものであると判断してよいだろう。集落遺跡の展開過程を勘案すると溝などの開削を伴う耕地開発の開始時期も大きく隔たらないと考えたほうがよいのではないだろうか。

水沼荘の位置する扇状地右岸地域においては、前述したように発掘調査事例が少ないことから等価に比較することは困難であるが、12世紀代の掘立柱建物の検出や奈良時代（？）の遺物包含層が検出されたという。調査事例が少ないことからはっきりとしたことはいえないが、左岸地域と土地条件が類似し

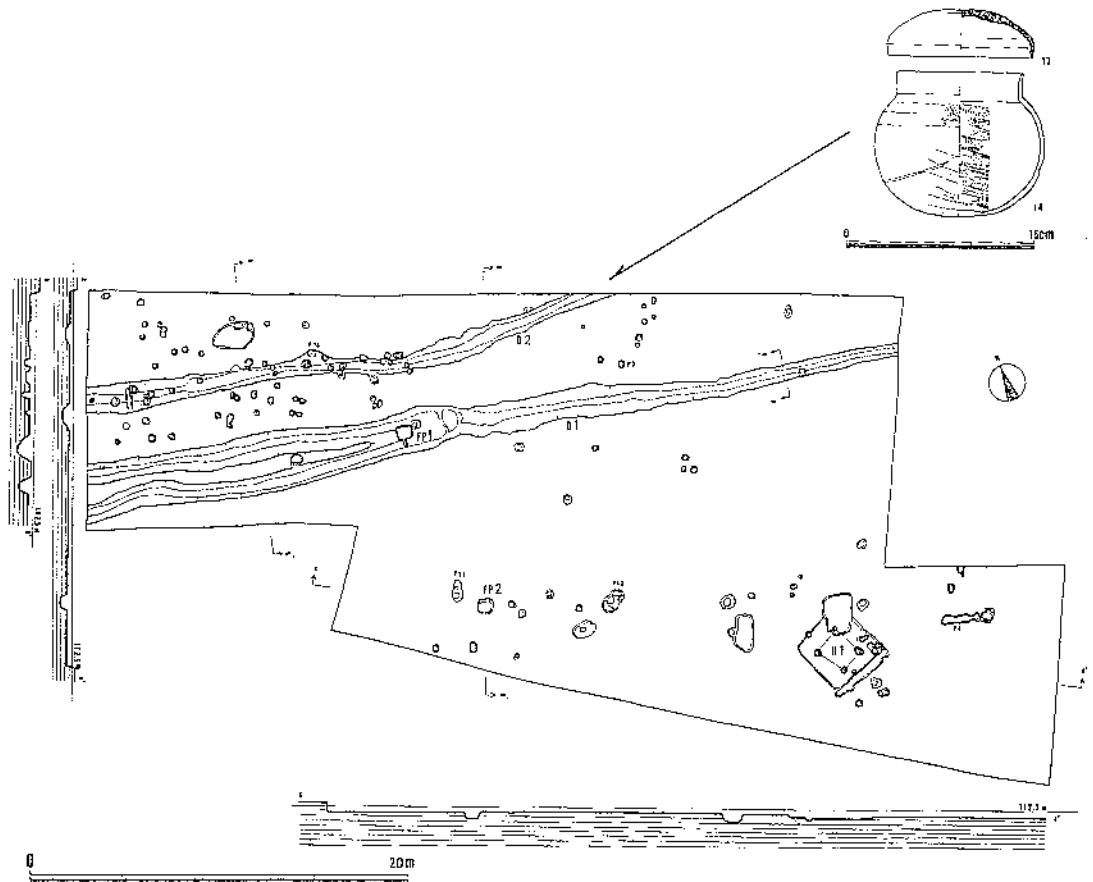


図1 溝の開削時期の想定できる事例(下之郷遺跡)

ている為、弥生時代以降古墳時代後期に至る集落遺跡の展開は顕著ではなかった可能性を指摘しておきたい。また、現状では古墳時代後期を遡る遺物の散布は知られていない。

### 3. 古代の耕地開発方法

現在滋賀県下で古代の耕地開発方法が明らかになっている地域は幾つか挙げることが出来る。その内、幾つかの事例を挙げて、前述した犬上川扇状地の耕地開発の様相がどのように位置付けられるかについてふれてみたい。

#### (1)長距離水路による灌漑

長距離水路によって灌漑を行ったと推測できるものは、考古学的には滋賀県外では大阪府古市大溝（文献153）を代表的なものとして挙げることが出来る。文献史料においても山城国の栗隈大溝などが挙げられる。時期的には両者ともに7世紀以降の年代観を与えることが出来る（文献154）。

滋賀県内の資料としては、代表的なものとして興福寺領坂田荘の開発は長浜市大東廃寺（文献128）を核とした長距離水路であったと推測されるし、愛知荘の開発は秦荘町畑田廃寺を核とした長距離水路「愛知井」であったと考えられる。その他には守山市益須寺遺跡、浅井町八島廃寺についても水利慣行の観察から、同様に長距離水路による灌漑を行っていたと考えてよいだろう。

これらの事例は何れもが分水にあたっての核が古代寺院となっている点に共通性が見られ、新たな開発若しくは再開発にあたっての核を個々の古代寺院が担っていたと考えることが出来る（文献155）、古代寺院というものを隠れ蓑にしつつ古代の大土地所有が積極的に行なわれていたことを推測させるものである。

#### (2)溜池による灌漑

溜池による灌漑を行ったものとしては、大阪府狭山池の調査（文献134）を代表的なものとして挙げることが出来る。文献史料においても狭山池は登場するし大和国においても多数の事例が挙げられている（文献154）。時期的には両者ともに7世紀以降の年代観を与えることができる。

滋賀県内の考古資料で確実なものとしては八日市

市布施溜、八日市市吉住池（文献67）を挙げることが出来るが、両者ともに8世紀代のものである。淡海御船が「造池使」として近江に派遣されていたことが記録に残されているのは8世紀代のことである。ただこれらの溜池灌漑の開発主体について明言することは難しい。

#### (3)耕地開発方法から見た犬上川扇状地の開発

前述したように、犬上川扇状地の開発は7世紀代以降のものと考えて差し支えない。また、そこで行なわれた開発方法が、左岸地域では考古資料から甲良町下之郷遺跡で検出されるような犬上川から直接引水する長距離水路であったと推測されること、また、東大寺開田図によると右岸地域では犬上川から直接引水する長距離水路とともに溜池による灌漑も行なわれていた。これらの事例は、周辺地域の事例と比較しても年代的な齟齬は生じることはなく、むしろ一般的な在り方を示す可能性があるといえる。ただ、右岸地域については溜池と長距離水路の2種を用いていることから積極的な開発があったものと想定できる。ただ、後述するようにこれら2種の灌漑方法は東大寺開田図が描かれた時期には共存していたものの、同時に施工されたものではなく前後関係があったのではないだろうか。

何れにしても、長距離水路による開発形態は滋賀県地域においては7世紀以降に顕著に見られるものであるが、前段階までの開発困難地（発達した扇状地や段丘上）に用いられる方法であるといえそうであり、灌漑網から取り残された地域を対象とするものである。溜池についても同様である。そこで用いられた灌漑方法であったことを重要視したい。また、開発主体については文書などが残っておらず明らかにすることは出来ないが、7世紀前半代に見られる考古学的事象であったことから、ここで暫定的に在地豪族に拠るものであったと想定しておきたい。

### 4. 東大寺領水沼荘の開発

#### (1)東大寺領水沼荘の灌漑方法の変遷

東大寺領水沼荘は絵図をみる限りにおいては現在の大門池と並んで犬上川から直接引水する長距離水路を用いて灌漑が行なわれていたものと推測される。そこで、犬上川右岸扇状地の水利慣行の観察から前

述の溜池灌漑と長距離水路からなる灌漑方法に前後関係があったのかについてふれてみたい。

水沼荘については天平勝宝3(751)年の記載のある絵図が東大寺正倉院に残されていることから、その研究は早く竹内理三氏をはじめ、弥永貞三氏の研究、谷岡武雄氏による歴史地理学的考察、そして近年は佐藤泰弘氏による分析などがありその数は多い。特に谷岡氏による研究は水沼荘に比定されている多賀町敏満寺の現地調査及び発掘調査を実施しており、その成果から「現在の耕土の下には古い耕土層が分布し、それが部分的には奈良時代あるいはそれ以前にほぼ比定しうる遺物の包含層と合致する」点から「庄域内の居住史は遺物より見て奈良時代以前に遠くさかのぼることは困難のようで、絵図と同時代に始まるらしく考えられる」と分析している。また、滋賀県教育委員会によって当該地の発掘調査が行われたが(文献197)、12世紀頃の掘立柱建物遺構が検出されたのみで、8世紀の遺構は確認できなかった。

図2は水沼荘絵図をトレースしたものである。その詳細は前述の研究論文にゆずり、小稿ではその水利のみ観察を行い、現状の地形と比較してみたい。ここに描かれた水利に関する情報は極めて単純であり、絵図に描かれた水沼池とその樋門を表現した記号、そして右下から左中程に向かって横断する水路の表現があるのみである。この2点については既に指摘されているように水沼池は敏満寺にある大門池に、そして水路は犬上川を取水源とする二ノ井に比定されている。大門池は大正時代の水利調査報告(文献198)によると、二ノ井の補水として利用されているが、二ノ井・大門池を併せても犬上川右岸の灌漑状況は不足気味であると記されている。また、二ノ井は谷岡氏の調査によると犬上川福寿橋北詰(右岸側)に取水口が残っていることから、当初はこの場所から取水していたものが、のちに現在の金屋に移転されたものと考えられる(図3参照)。

ただし、谷岡氏は水沼荘を含んだ犬上川右岸地域を犬上郡条里と関連して考察(文献199)しており、水沼荘域の復元を、①犬上郡条里を延長して復元した場合、②現行の地割に合わせて復元した場合、③犬上川扇状地の扇尖部に残る地割の方位(N3~4

°E)に合わせて復元した場合の3案を提示したが、現在残る異方位地割を、犬上川右岸地域の自然災害と耕田経営の一時的断絶後の再開発による地割であると推定し、①の案を評価している。これに対して敏満寺周辺に分布する異方位地割の調査を行った滋賀大学地理学研究室は犬上郡条里に先行する古地割の可能性を指摘している(文献59)。このことから犬上川右岸の開発時期について、なお発掘調査をはじめとする検討の必要性を有するが、現段階では犬上郡条里を無理に延長させる根拠は薄いと考えられる。

以上の点から、敏満寺を中心とする犬上川右岸地域の異方位地割施行区が、犬上郡条里に先行する施行区域であると想定した場合、それは現在の二ノ井もしくは大門池によっていち早く開発されたと考えることが出来る。ただし、その開発が8世紀の時点かまたはそれ以前に行なわれたかについては現在のデータでは確実に判断することができない。また、大門池と二ノ井の建設時期と前後関係についても現段階では明確にすることは出来ない。ただし、水利調査によって大門池の貯水能力では、旧水沼荘域の灌漑がほぼ不可能であることから、当初二ノ井によって開発が行われ、その補水を目的として現在の大門池の原形となる溜池(水沼池)の建設を想定する余地もあるだろう。

#### (2)東大寺領水沼荘の評価

犬上川左岸扇状地においてはおそらく7世紀前半代に犬上川から取水するという灌漑方法を取っていたことを推定することが出来た。その点については右岸地域の良好な資料はないが、同様のものではと推測される。しかし、8世紀後半代を下限とする時期に右岸地域には溜池による灌漑が行われていたことが東大寺開田図により明らかとなっているところに相違点がある。現状の判断からは犬上川(二ノ井)からと、大門池からの灌漑とが7世紀前半から8世紀後半までの約150年程の間に前者が先行するという前後関係を持ちながら出現したと考えられるのみである。故に、直接的に東大寺による開発がどのようなものであったかについて言及することは現状の資料による限り困難なのである。ただ、犬上川から取水する灌漑系が東大寺領になってから

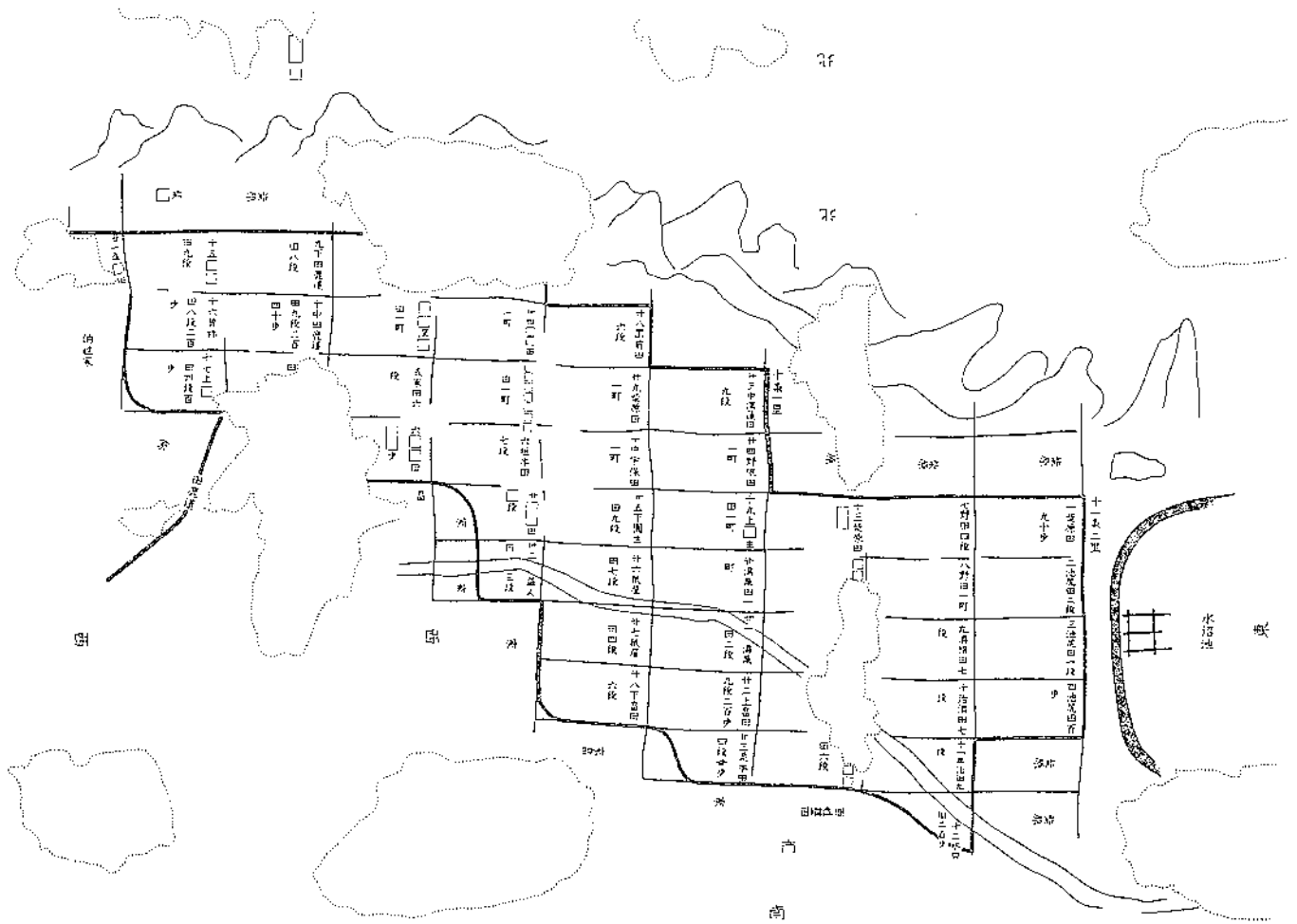


図2 水沼村墾田図(トレース)  
(文献200による)

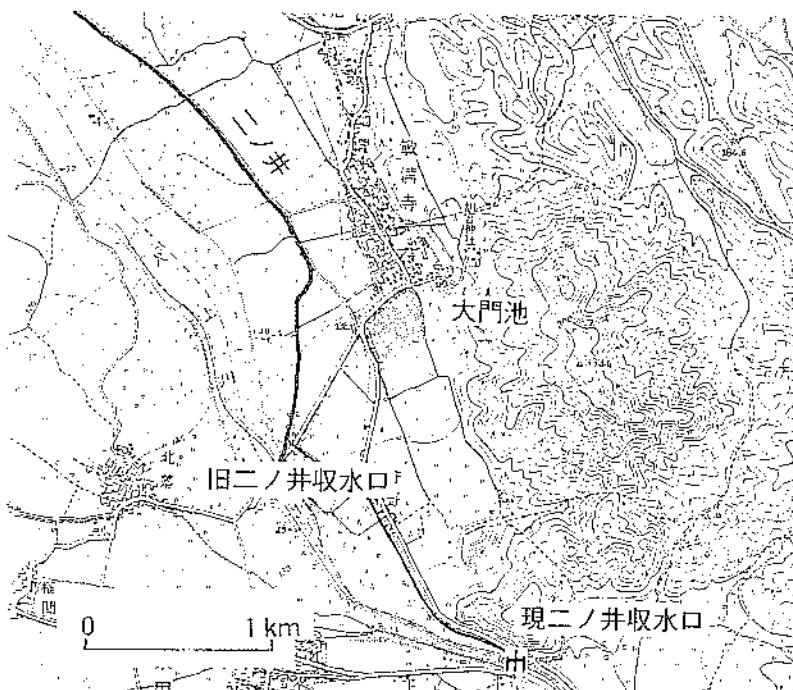


図3 敏満寺周辺図  
(1954年修正 1/25000地形図「高宮より」)

出現するということではないといえそうである。また、溜池灌漑によって「大尼子」の範圍の開発が可能になったのが東大寺領に入って以降であると考えられることも不可能ではないがここでは保留する。

この2点から水沼荘が東大寺の莊園として施入される以前から經營体として確立していたとみることは十分に可能なことといえそうである。かなりの範圍が（墾田として）私有されていたことがうかがわれ、ほぼ同様の開発形態をとっていると想定される左岸地域（犬上川扇状地の水沼荘の対岸）においては如何なる土地所有がなされていたのであろうか。文書関係が残されていないことから、これ以上の追

求は困難であるが、長寺廢寺の存在からも土地の私的所有が積極的に図られていた可能性を否定することは出来ない。

犬上川扇状地の右岸と左岸という地域を比較するという以上の検討から、古代の大土地所有の脈絡の中での古代莊園の様相の一端を垣間見た思いがする。北陸地方にも多いこういった古代莊園の事例との比較を進めることにより更なる検討を行いうるものと考えているが、その点については今後の課題としたい。

## 編 集 後 記

『紀要』の第10号をお届けいたします。

本号には多数の寄稿をいただいたため、紙幅の関係上、体裁を若干変えざるをえなくなりました。見にくい点等があらうかと思いますが、どうか御了承下さい。

さて、本号をもって、この『紀要』も10歳を迎える事になりました。ここに至る間には、多くの方々の御指導・御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後とも職員の研究活動の拠点として、さらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な御叱正・御鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(T・M、T・T)

平成9年3月

## 紀 要 第10号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会  
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2  
TEL:(0775-48-9780)

印刷・製本：明文舎印刷商事株式会社  
滋賀県長浜市森町中久保386